という。これは他にも「会費」

のことを「タックス (tax)」 らしい。例えば、英語では税金

## 親についての作文コンテスト

ました。 入選作品は次のとおりです (順 20編の応募がありました。審査の結果11 についての作文」に、 税庁が後援する平成16年度中学生の「税全国納税貯蓄組合連合会が主催し、国 人の方が入選し、昨年12月に表彰を受け 市内各中学校から

用できるか。

個々の事業者の

教育推進協議会会長賞..岡田紳之介 ( 柳 沢中1年「税金と僕たちの暮らし」)、 国民のための税金」)、 西東京市長賞... 井上香 (青嵐中3年 西東京市租税

て知る税の重さ」)、樋渡純 (ひばりが丘中3年「今後の税制につ役割」)、圓谷奈津紀 (青嵐中3年「初め 未来」)、 東京都立川都税事務所長賞...中村佳世 会長賞... (青嵐中3年「税の過去、現在、そして . 佐藤可奈子 (青嵐中3年「税の 多摩武蔵納税貯蓄組合連合会

蓄組合総連合会会長賞... 篠田知佳(田無第四中3年, 税について」) 3年「未来の為の税金」)、後藤優姫 (青嵐中3年「五円や十円」)、 納税課 (画方内線135) 路文也 (田無第四中3年「誰が税を高くしているのか」)、 多摩武蔵納税貯蓄組合連合会佳作...池田賢斗 (青嵐中 東京納税貯

いてし、 千尋(田無第四中3年「この日本を良くするなら」)、

国民の
をめの
税金 人は敏感である。 ところが、

っているのだろう。とはいえ、 金制度は変わった。当時とは事 中にも悪いイメー ジとして残 われたりしたことが現代人の のになったり、戦争の費用に使 者たちの生活をするためのも 米などを徴収されていた歴史 中途半端な気持ちで税金を払 情が違う。私たちは何も知らず 第二次世界大戦以後日本の税 そして、徴収されたそれが支配 があったためだと私は考える。 たちが支配者たちに強制的に い。日本では昔から貧しい農民

うのではなく、「なぜ税金を払 「払いたくないのに徴収され 私たち日本人は税金に対して をきちんと考えるべきだ。では う必要があるのか」ということ るもの」と解釈することが多

税金に対するイメージが違う

しかし、日本人と欧米人とでは

とは国民の義務になっている。

税金」があり、税金を払うこ

私たちは普段の生活で「税

という言葉をよく耳にす

世界中のほとんどの国に

**青嵐中学校3年** 

井上

香

体がそれを保護するための費 ばならない。つまり、国民が生 にあった人に保険金が支払わ 用として必要だというのだ。 活するうえで、国や地方公共団 たら全額が自己負担しなけれ れるものだ。もし保険がなかっ に入っておくことでその被害 害にあったときのために、保険 これは私たちがもし病気や災

自分たちの利益につながるこ

している。

だから、その会費が

とに使われているかどうか欧

を受けるために「皆がお金を出 り、国や地方のサービスの提供 という意味があるらしい。つま

し合っている」と欧米人は解釈

掲げられる。 ないのだろうか。四つの理由を なぜ税金を払わなくてはいけ

もこれのおかげだ。こういった 金だからこそ国民が税金を払 公共設備などのために使うお 安心して学校生活を送れるの 繕費として利用する。私たちが 公共設備を作ったり、それらの れは道路や学校などといった う義務を負うというのだ。 二つめは、「保険料説」 一つめは、「公需説」だ。こ だ。 つまり、利益を受ける代わり うことだ。 に、必要な経費を税金として払 共施設のために役立っている。 園や市民センターといった公

や地方公共団体は国民の生活 のために使われるものであっ 金は国民全体で払い、国民全体 考えることが大切だ。そして税 違うので正しい答えはないが める義務があるということだ。 こそ国民は分担して税金を納 するうえで必要不可欠だから いる「国務義務」ではなく、 れは日本国憲法に定められて 「どのように使えばいいか」と 払う、払わない」ではなく 当然各人、感じ方や考え方は 四つめは、「義務説」だ。 玉

日

午前8時30分~午後5時

1月26日、2月3日・4日

2月3日は人権身の上相談を兼ねる

1月25日・27日、2月1日・2日 午後1時30分~4時30分 1月25日は女性弁護士による相談

午前9時~正午

午前9時~正午

午後1時~4時

2月10日 午後1時30分~4時30分

午後1時~4時

1月20日 午後1時30分~4時30分

1月20日 午後1時30分~4時30分

1月26日、2月2日 午後1時~4時

午後 1 時30分~ 4 時30分

午後1時~4時

2月4日

午後 1 時30分~ 4 時30分

2月10日 午後1時~4時

2月14日 午後1時~4時

談 1月21日 午後1時~4時

1月21日、2月4日

1月27日、2月3日

毎週月曜日~金曜日

午前9時~正午

相談を兼ねる

2月3日

1月27日

1月28日

1月21日、

2月10日

内

(予

相

般市民相談

相

・身の

相

相

制)

談 制)

談 制)

約

約

産約 相

表示登記相談 (予 約 制)

交通事故相談

(予 約 制)

年金・労災・雇用保険

人事一般相談(予約制)

政相 (予 約 制)

務

(予

動

記

約

談 制)

いた。以前から耐震診断を と書かれたチラシが入って 造住宅の耐震診断をする」 Q で依頼しようと思うが、 してほしいと思っていたの 郵便受けに「 無料で木 信

消費生活相談Q&A

点検商法とは、「無料で、 無料で耐震診断というが、 られました。 11日以降は、 が改正され、

面受領後8日間はクーリン できます。 グ・オフ (無条件解約) 消費者センター 消費生活 約をした場合、契約書 なお、訪問販売で契 が

関を紹介しました。 受けるように関係機 あれば有料で診断を 法を紹介し、心配で きる自己耐震診断方 したので、家庭でで 木造住宅とのことで え、在来工法による からないことを 信用性については分

合わせて点検商法に

ついて説明しました。

屋根や床下を点検します」

などと事業者が突然訪問

簡単な点検をした後、

相談室(台25・4040)

ためにと言い、無料で耐震 契約をさせるものです。 額な屋根、床下工事などの なる」と不安をあおり、 近頻繁に起きている地震の 「このままでは 額な耐震工事の契約を 診断を行い、その後高 家がダメに

等の勧誘時には販売目 ので注意が必要です。 的であることを明らか 勧められる場合がある にすることが義務付け また、特定商取引法 訪問販売 昨年11月

料金で利用している図書館、公 ちが普段の生活で無料や安い 三つめは「応益説」だ。私た 無料市民相談

問合せ

場所

## (田) (保) 保谷庁舎の相談(庁舎1階市民相談室)... 田無庁舎の相談(庁舎2階市民相談室)... (田) (保) 27日は午前9時~正午で、人権身の上 (田) (保) (田) (保) 64 1 64 1 3 1 1 (田) (保) 3 1 1 (田) 内 (保) (田) 2115 1432

(保)

(田)

(保)

(田)

(田)

(保)

時間

時間から受け付けま予約制以外の相談

まば、

開始

		2月2日 午後1時~4時 (遺言、相続、分割協議書)	(田)	妇			
▶予約方法 予約制の相談…1月17日(月)から電話、または来 庁にて受け付けます。相談を希望する庁舎の市民相談室に申し込ん でください。 事前予約の必要のない相談は、開始時間から相談会 場で受け付けます。							

2月3日 午後1時30分~4時30分

Þ	9 容	日 時	場所	問合せ	
消費生活相談		毎週月曜日~金曜日 午前10 時~正午 午後1時~4時		消費者センター ( <b>立</b> 25 - 4040 )	
仕	注宅増改築相談	2月4日 午後1時30分~4時	田無庁舎2階ロビー	消費者センター	
ш.			保谷庁舎 1 階ロビー	( <b>13</b> 25 - 4141 )	
動	動物相談	1月19日 午後1時30分~2時30分	田無庁舎 2 階展示コーナー	環境保全課	
<b>3</b> /J			保谷庁舎 1 階ロビー	( <b>27</b> 64 - 1311内線2212 )	
	ども家庭相談 電話・面接)	毎週火曜日~土曜日 午前9時~午後4時	コール田無 3 階 子ども 家庭支援センター相談室	子ども家庭支援センタ 一(か51 - 0600)、相談 専用電話か51 - 0808)	
	子 相 談 )とり親相談)	毎週火曜日~金曜日 午前8時30分~午後5時	保谷庁舎 1 階生活福祉課 ( 1764 - 1311 内線2351) 事前連絡をしてください		
身体障害者相談		2月9日 午後1時~3時	田無庁舎 1 階障害福祉課第 1 相談室 保谷保健福祉総合センター第 2 相談室 ( <b>☎</b> 64 - 1311内線1561、2348)		
知的障害者相談		2月15日 午後1時~3時	田無庁舎第1相談室では障害者就労支援センターの職員による相談も行っています。		
勑	育相談	毎週月曜日~金曜日 午前9時~午後5時	保谷庁舎 4 階	教育相談課 ( <b>☎</b> 64 - 1311内線2641〕	
77			田無庁舎 5 階(予約のみ)	電話相談(25 - 4972)	
女性	悩みなんでも 相 談 (電話・面接)	月・火・木曜日午前10時~午後 4時、金曜日午後4時~9時 火曜日は電話相談のみ	市民会館2階相談室 (正午~午後1時は休み)	悩みなんでも相談 (か50 - 0222) カウンセリング (か50 - 0222) からだの相談予約電話 (か50 - 0055) 生活文化課男女平等推 進係(か50 - 0055)	
相談	カウンセリング (予約制)	毎週水曜日午後4時~9時、 土曜日午前10時~午後4時	(近千~千後)時は休めが 受付時間は、相談終了時間の30分前です		
	からだの相談 (予約制)	1月15日午前11時~午後4時、2月9日午後2時~5時			
	電話医療相談 (西東京市医師会) 午後1時30分~2時30分		( <b>1</b> 38 - 1100 )		
		1月21日 午後0時30分~1時30分	( <b>T</b> 66	- 2033 )	

お問い合わせの市役所代表電話番号は、☎0424 - 64 - 1311です。電話番号をお掛けのうえ、担当課の内線番号をお伝えください